

金山町立学校における団体徴収金及び学校徴収金事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県金山町立学校（以下「学校」という。）における団体徴収金及び学校徴収金の取扱方法の基準を定め、団体徴収金及び学校徴収金の経理に係る事務が適正に執行されることを目的とする。

(学校徴収金及び団体徴収金の定義)

第2条 団体徴収金とは、児童生徒の教育を充実し、学校教育が円滑に行われることを目的として組織された父母と教師の会その他の各種団体（以下「団体」という。）の会費及びその他の徴収金をいい、学校徴収金とは、学校が学校教育のために、学校又は学級等の教育活動集団を単位として、定額を児童生徒から徴収する本来児童生徒に直接還元される性格の経費（独立行政法人日本スポーツ振興センターに係る児童生徒の災害共済掛金を除く。）をいう。

(保護者への説明及び負担軽減)

第3条 校長は、団体徴収金及び学校徴収金の目的や用途について、保護者に対して十分な説明を行い、理解を得て執行するとともに、団体徴収金及び学校徴収金が保護者からの信頼のもと保護者の経済的負担により徴収されていることを常に認識し、保護者負担の軽減のために定期的に見直しを行うなど、計画的かつ効率的な執行に努めなければならない。

(会計区分)

第4条 団体徴収金及び学校徴収金の会計は、次の区分により管理するものとする。

(1) 団体徴収金

- ア 父母と教師の会会計
- イ 部活動後援会会計
- ウ 進路指導会計
- エ 生徒会会計
- オ その他の会計

(2) 学校徴収金

- ア 学年会計

イ その他の会計

(校長の指導助言)

第5条 校長は、団体徴収金及び学校徴収金に係る経理事務について、指導助言を行わなければならない。

(団体徴収金及び学校徴収金の管理)

第6条 団体徴収金及び学校徴収金は、預金口座を設け管理するものとし、現金による管理をしてはならない。なお、やむを得ず一時的に現金の保管を要する場合には、校長室等の金庫に保管し、手元に置くことのないようにしなければならない。

(預金通帳及び届出印の管理)

第7条 団体徴収金及び学校徴収金の預金通帳及び金融機関への届出印については、次の事項を遵守し、適正に管理しなければならない。

(1) 預金口座（通帳）の名義人

預金口座（通帳）の名義人は、団体徴収金にあっては団体の代表者又は校長若しくは教頭（以下「管理職」という。）のいずれかとし、学校徴収金にあっては原則として管理職のいずれかとし、会計事務取扱者とは別にすること。

(2) 届出印

届出印は、団体の代表印（私印は不可）とし、名義人（団体の場合は名義人又は管理職）が施錠可能な場所で保管すること。

(3) 預金通帳

預金通帳は、届出印の保管者とは別の者が、届出印と別の施錠可能な場所で保管すること。

(文書による事務処理)

第8条 団体徴収金及び学校徴収金の事務処理は、文書による起案及び決裁を原則とし、支出及び収入の際は、支出調書又は収入調書を作成するとともに、その領収書等証拠書類を発行又は徴取し、予算執行の根拠を常に明確にしておかなければならない。なお、学校徴収金にあっては、現金出納簿への記帳により、収入調書の作成を省略することができるものとする。

(会計帳簿)

第9条 団体徴収金及び学校徴収金の経理においては、次の帳簿を備え、現金又は物品の出納等について記帳整理するとともに、各帳簿は、領収書等証拠書類と併せて

少なくとも団体徴収金にあつては5年間、学校徴収金にあつては当該学年の修・卒業後1年間は保存しなければならない。なお、学校徴収金にあつては、歳入簿及び歳出簿の記帳を省略することができる。

- (1) 現金出納簿
- (2) 歳入簿
- (3) 歳出簿
- (4) 備品出納簿その他必要に応じた物品に関する帳簿
(定期点検)

第10条 校長は、団体徴収金にあつては毎月、学校徴収金にあつては各学期ごとに、各帳簿、預金通帳、収入調書、支出調書及び領収書等証拠書類について教頭に照合点検させ、その結果を報告させなければならない。

(監査及び決算報告)

第11条 団体徴収金にあつては、各団体の規定により監査及び決算報告を行うものとする。また、学校徴収金にあつては、毎年度、保護者等による監査を実施し、卒業学年に係る会計については卒業式までに、その他の会計についても年度末までに決算報告を行わなければならない。

(帳簿の様式)

第12条 現金出納簿、歳入簿、歳出簿及び支出調書は、金山町財務規則（昭和58年金山町規則第6号。以下「財務規則」という。）に定める様式又はこれに準じたものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めのない団体徴収金及び学校徴収金に係る会計事務については、財務規則に準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月23日から施行する。